

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第32号）の一部を次のように改正する。
 第二条第十一号中「別表第一に掲げる課長」を「別表第一に掲げる課の長」に改める。
 第八条第三項中「経営戦略審議官」の下に「及び都市技術審議官」を加え、同条第七項中「及び参事」を「参事及び産業振興監」に改める。
 別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

局 部 等 名	幹 事 課
会 計 管 理 部	会計総務課
危 機 管 理 監	危機管理課
総 務 局	総務課
地 域 政 策 局	地域政策総務課
環 境 県 民 局	環境県民総務課
健 康 福 祉 局	健康福祉総務課
商 工 労 働 局	商工労働総務課
農 林 水 産 局	農林水産総務課
土 木 局	土木総務課

別表第三会計管理部の部総務事務課の項課長専決事項の欄中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第四号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 第六条第一項の規定による物品検査職員 の 指 定

別表第三会計管理部の部総務事務課の項課長専決事項の欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 収支の原因となる行為について決裁を経たものうち、委託及び役務業務契約に係る電子入札の執行

別表第三会計管理部の部総務事務課の項課長専決事項の欄第十四号の次に次の一号を加える。

十五 派遣職員の時間外勤務手当及び通勤手当に係る収入の通知及び支出命令

別表第三総務局の部営繕課の項を削り、同部税務課の項課長専決事項の欄第二号(三)中「第七十二条の四十九第二項」を「第七十二条の四十八の二第二項」に、「同条第五項」を「同

条第六項」に改め、同表地域政策局の部過疎・地域振興課の項の前に次のように加える。

都市圏魅力づくり推進課	
一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの	
（一）第十八条第一項の規定による都市計画の決定（第十五条第一項第一号に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関するものに限る。（二）において同じ。）	
（二）第二十一条第一項の規定による都市計画の変更	

別表第三地域政策局の部過疎・地域振興課の項中「過疎・地域振興課」を「過疎地域振興課」に改める。

別表第三健康福祉局の部子ども家庭課の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

（一）第三十三条の二第一項ただし書の規定による縁組の承諾の許可

（二）第三十三条の八第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可

（三）第四十七条第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可

別表第三健康福祉局の部障害者支援課の項課長専決事項の欄第一号（一）中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号（三）中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同号（五）中「障害児入所医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同号（六）中「第二十四条の二十四第四項」を「第二十四条の二十第三項」に改め、同号（七）中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

別表第三農林水産局の部農業技術課の項課長専決事項の欄第七号の次に次の一号を加える。

八 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九

年法律第百三十四号）第四条第五項の規定による被害防止計画の同意

別表第三土木局の部道路河川管理課の項課長専決事項の欄第四号（三）中「譲渡の許可」の下に「及び同条第四項の規定による登記の抹消又は変更の嘱託」を加え、同部道路整備課の項課長専決事項の欄第一号中「都市整備課」を「都市計画課」に改め、同部港湾振興課の項課長専決事項の欄第三号（三）中「譲渡の許可」の下に「及び同条第四項の規定による登記の抹消又は変更の嘱託」を加え、同項の次に次のように加える。

都 市 計 画 課

- 一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第十八条第一項の規定による都市計画の決定（第十五条第一項第一号に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に關するもの及び第二号に掲げる区域区分に關するものを除く。）(三)において同じ。）
 - (二) 第十九条第三項の規定による市町の決定する都市計画に關する協議及び同意
 - (三) 第二十一条第一項の規定による都市計画の変更
 - (四) 第二十一条第二項において準用する第十九条第三項の規定による市町の決定する都市計画の変更に關する協議及び同意
 - (五) 第二十九条第一項及び第二項の規定による開發行為の許可（開發区域の面積十万平方米メートル未満のものに限る。）
 - (六) 第五十九条第一項及び第四項の規定による都市計画事業の認可（下水道公園課の所掌に係るものを除く。）
- 二 宅造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八條第一項本文の規定による宅造成工事の許可（造成面積十万平方米メートル未満

- 一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第二十九条第一項の規定による開發行為の許可（第三十四条第一号から第十一号までに規定する開發行為に係るものでその開發区域の面積が一万平方米メートル未満のもの並びに同条第十二号及び第十四号に規定する開發行為に係るものでその開發区域の面積が千平方メートル未満のもの（既存の権利者の届出がなされているものを除く。）に限る。）
 - (二) 第三十四条の二第一項（第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開發行為に係る協議
 - (三) 第三十五条の二第一項の規定による変更許可
 - (四) 第四十三条第一項の規定による建築等の許可（開發審査会の議を経るものに限る。）(五)において同じ。）
 - (五) 第四十三条第三項の規定による建築等に係る協議
 - (六) 第四十五条の規定による地位の承継の承認
 - (七) 第六十三条第一項の規定による事業計画の変更の認可（下水道公園課の所掌に係るものを除く。）
 - (八) 第六十四条第一項の規定による地位の承継の承認（下水道公園課の所掌に係るものを除く。）
 - (九) 第八十条第二項の規定による技術的援助（下水道公園課の所掌に係るものを除く。）
- 二 旧住宅地造成事業に關する法律（昭和三十九年法律第六十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第十条第一項の規定による事業計画又は工事施行者の変更の認可
 - (二) 第十一条第二項の規定による事業主の地位の承継の届出の受付
 - (三) 第十二条第三項の規定による工事完了の公告
 - (四) 第十六条の規定による住宅地造成事業の廃止の届出の受付
 - (五) 第十九条の規定による報告の徴取及び資料提出の要求並びに勧告
- 三 宅造成等規制法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第十一条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成工事の協議
- 四 第十二条第一項の規定による宅地造成に關する工事の計画の変更の許可
 - (一) 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- のものに限る。)
- 三 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第四条第一項の規定による事業の施行の認可
 - (二) 第十三条第一項の規定による事業の廃止及び終了の認可
 - (三) 第十四条第一項及び第二項の規定による設立の認可
 - (四) 第四十五条第二項の規定による解散の認可
 - (五) 第五十二条第一項後段の規定による設計の概要の認可
- 四 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第七条の九第一項の規定による施行の認可
 - (二) 第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可
 - (三) 第十一条第一項及び第二項の規定による設立の認可
 - (四) 第四十五条第四項の規定による解散の認可
 - (五) 第五十条の二第一項の規定による規準及び事業計画の認可
 - (六) 第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可
 - (七) 第五十条の十五第一項の規定による

- (一) 第十条第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可
 - (二) 第十一条第四項の規定による規約の認可
 - (三) 第十四条第三項の規定による事業計画の認可
 - (四) 第三十九条第一項の規定による事業計画の変更の認可
 - (五) 第四十一条第四項(第七十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による滞納処分の認可
 - (六) 第四十九条の規定による決算報告の承認
 - (七) 第五十五条第十二項の規定による設計の概要の変更の認可
 - (八) 第七十五条の規定による技術的援助
 - (九) 第八十六条第一項の規定による換地計画の認可
 - (十) 第九十七条第一項の規定による換地計画変更の認可
 - (十一) 第二百二十四条第二項及び第二百五条第四項の規定による認可の取消し
- 五 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第七条の十六第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可
 - (二) 第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可
 - (三) 第七条の十九第一項及び第五十条の第十四第一項の規定による審査委員の承認
 - (四) 第十一条第三項の規定による事業計画の認可
 - (五) 第三十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可
 - (六) 第四十一条第三項の規定による滞納処分の認可
 - (七) 第四十九条の規定による決算報告の承認
 - (八) 第五十条の九第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
 - (九) 第五十六条において準用する第五十一条第一項後段の規定による事業計画の変更の認可
 - (十) 第七十二条第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利変換計画の変更の認可
 - (十一) 第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の承認
 - (十二) 第一百七十七条第三項の規定による財産の処分等に関する計画の承認
 - (十三) 第一百八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可
 - (十四) 第二百二十四条の二第一項、第二百五条第三項、第二百二十五条の二第三項及び第二百二十

課 築 建	課 園 公 道 水 下	
<p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）の規定による許可、認可、承認、認定及び指定の取消し</p> <p>二 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第一</p>	<p>一 都市計画法第五十九条第一項及び第四項の規定による都市計画事業の認可（下水道及び都市公園に係るものに限る。）</p>	<p>る事業の終了の認可</p> <p>(ハ) 第五十一条第一項後段の規定による設計の概要の認可</p> <p>(九) 第七十二条第一項後段の規定による権利変換計画の認可</p> <p>(十) 第九十八条第二項の規定による代執行</p> <p>(十一) 第一百二十二条の規定による事業代行の開始の決定</p> <p>(十二) 第一百八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可</p> <p>五 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第六十七条第一項の規定による設立の認可</p> <p>(二) 第七十一条第二項の規定による解散の認可</p>
<p>一 独立行政法人住宅金融支援機構法第十六条第一項及び附則第七条第六項の業務委託契約による工事の審査</p>	<p>一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四條第二項の規定による事業計画の協議</p> <p>二 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（下水道及び都市公園に係るものに限る。）</p> <p>(一) 第六十三条第一項の規定による事業計画の変更の認可</p> <p>(二) 第六十四条第一項の規定による地位の承継の承認</p> <p>(三) 第八十条第二項の規定による技術的援助</p>	<p>六条第一項の規定による処分取消し及び必要な措置の命令等</p> <p>(五) 第二百二十四条の二第二項、第二百五条第四項及び第二百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し</p> <p>(六) 第二百二十九条の規定による技術的援助</p> <p>(七) 第三百三十三条第一項の規定による管理規約の認可及び同意</p> <p>六 農住組合法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九条第一項の規定による交換分合計画の認可</p> <p>(二) 第八十三条第二項の規定による業務の停止及び役員の変更命令</p> <p>(三) 第八十四条の規定による解散命令</p> <p>七 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（街路事業に係るものに限る。）</p> <p>(一) 第三条第一項の規定による整備すべき道路の指定</p> <p>(二) 第五条第二項の規定による電線共同溝整備計画の策定</p>

	課 宅 住
<p>項及び附則第七条第六項の規定による委託契約の更新</p>	<p>一 広島県営住宅設置及び管理条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第六条第四項の規定による入居資格の決定 (二) 第十条第一項の規定による選考方法の決定 (三) 第十四条の規定による県営住宅の家賃の決定（新規に管理開始する住宅に限る。） (四) 第十八条第二項（第四十六条及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定による借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕費用の負担の決定 (五) 第二十九条第一項の規定による改良住宅の収入超過者の家賃の算定方法の決定 (六) 第三十四条第一項（第四十六条及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定による建替事業に伴う明渡し請求 (七) 第三十九条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定による県営住宅の明渡し請求 (八) 第四十二条第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の決定（新規に使用</p>
<p>一 広島県営住宅設置及び管理条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（広島県地方機関の長に対する事務委任規則により委任されている事務を除く。） (一) 第九条第二項及び第三項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定 (二) 第十二条第三項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定による連帯保証人の連署の免除 (三) 第十二条第四項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定の取消し (四) 第十三条第一項の規定による収入の申告の方法の決定 (五) 第十四条の規定による県営住宅の家賃の決定（新規に管理開始する住宅を除く。） (六) 第三十条第一項の規定による明渡し請求 (七) 第三十条第四項の規定による明渡し期限の延長の決定 (八) 第四十条第一項の規定による社会福祉法人等に使用させることとする県営住宅の決定 (九) 第四十一条第二項の規定による使用許可 (十) 第四十二条第一項の規定による社会福祉法人等に公営住宅を使用させる場合の使用料の決定（新規に使用させる場合を除く。） (十一) 第四十五条の規定による使用許可の取消し (十二) 第四十七条第一項の規定による中堅所得者等に使用させることとする県営住宅の決定 (十三) 第四十九条の規定による中堅所得者等に公営住宅を使用させる場合の家賃の決定（新規に使用させる場合を除く。） (十四) 第五十三条第二項から第四項までの規定による駐車場の使用者の決定 (十五) 第五十六条第一項の規定による駐車場の明渡しの請求 二 広島県営住宅管理規則第四条第四号の規定による単身入居対象住宅の規格の例外を認める事由の決定 三 広島県営住宅管理規則第十八条第二項の規定による県営住宅の変更又は交換の承認</p>	

-
- させる場合に限る。
- (九) 第四十九条の規定による中堅所得者等に公営住宅を使用させる場合の家賃の決定（新規に使用させる場合に限る。）
- (十) 第五十二条第一号及び第四号の規定による駐車場の使用者の資格の決定
- (十一) 第五十三条第四項の規定による駐車場の使用者の選考方法の決定
- (十二) 第五十四条第一項から第三項までの規定による駐車場の使用料の決定
- (十三) 第六十一条の規定による管理の委託
- 二 県営住宅に係る家賃若しくは損害賠償金若しくは駐車場に係る使用料の支払又は県営住宅若しくは駐車場の明渡し請求に関する民事訴訟法第二百七十五条の規定による訴え提起前の和解の申立て
- 三 県営住宅に係る家賃若しくは損害賠償金又は駐車場に係る使用料の支払に関する民事訴訟法第三百八十二条の規定による支払督促の申立て
- 四 県営住宅に係る家賃若しくは損害賠償金若しくは駐車場に係る使用料の支払又は県営住宅若しくは駐車場の明渡し請求に関する民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の規定に
-

から(ハ)まで、(イ)、(ロ)から(ウ)を「(四)から(五)」に改め、同号(五)を削り、同号(六)中「及び指定相談支援事業者」を削り、同号(六)を同号(五)とし、同号(七)中「及び指定相談支援事業者」を削り、「廃止等」を「再開」に改め、同号(七)を同号(六)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七) 第四十六条第二項の規定による指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

別表第六西部厚生環境事務所長の項第一号中(ウ)を削り、(イ)を(ウ)とし、同号(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 第四十九条第四項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する措置命令

別表第六西部厚生環境事務所長の項第一号(イ)を次のように改める。

(イ) 第四十九条第六項の規定による指定障害福祉サービス事業者が同条第一項各号又は

同条第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の通知の受付

別表第六西部厚生環境事務所長の項第一号中(イ)及び(ロ)を削り、(ロ)を(イ)とし、(イ)を(ロ)とし、(ロ)及び(イ)を削り、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 第五十一条の第十九第一項の規定による第五十一条の第十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定

(イ) 第五十一条の二十一第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の更新

(ロ) 第五十一条の二十五第一項の規定による指定一般相談支援事業者の事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出の受付

(イ) 第五十一条の二十五第二項の規定による指定一般相談支援事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

(ロ) 第五十一条の二十七第一項の規定による指定一般相談支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査

(イ) 第五十一条の二十八第一項の規定による指定一般相談支援事業者に対する勧告

(ロ) 第五十一条の二十八第四項の規定による指定一般相談支援事業者に対する措置命令

(イ) 第五十一条の二十八第六項の規定による指定一般相談支援事業者が同条第一項各号

に掲げる場合のいずれかに該当する旨の通知の受付

(イ) 第五十一条の二十九第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の取消し及び指定の効力の停止

(ロ) 第五十一条の二十九第三項の規定による指定一般相談支援事業者が指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付

別表第六西部厚生環境事務所長の項第五号中「第一号(イ)、(ロ)及び(イ)」を「第一号(イ)、(ロ)、(イ)及び(ロ)」に改める。

別表第六保健所長の項第一号(イ)を次のように改める。

(イ) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第七十七条第五項（旧法第百

